

大分類 F—製造業

総 説

この大分類には、有機または無機の物質に物理的、化学的変化を加えて新製品を製造し、これを卸売する事業所が分類される。この事業所は一般に工場、作業場などと呼ばれるものである。いわゆる家内工業においては、作業場と呼ばれるものがない場合も多いが、製造加工を主としておこなっている場合には本分類に含まれる。また、製造業の本社、本店、出張所などの非現場も製造業に分類されるが、別の場所に経営している自己製品の販売事業所は大分類G—卸売業、小売業に分類される。

製 造 業

- (1) 新製品の製造加工に従事する事業所であること。したがって単に選別するとか、包装する作業に従事する事業所は製造業とはしない。なお完成された部分品を組立てるだけの作業（組立作業）に従事する事業所は製造業に分類する。ただし土地に定着する工作物については、組立作業であつても製造業とはしない。
- (2) 新製品を主として卸売する事業所であること。

ここでいう卸売とは

- (イ) 卸売業者または小売業者に販売すること。
- (ロ) 産業用使用者（工場、鉱山、建設業者、法人経営の農林水産業者、各種会社、官公庁、公社、学校、病院、ホテルなど）に販売すること。したがって個人経営の農林水産業者に製品を販売する場合は卸売とはしない。
- (ハ) 同一企業に属する他の事業所（同一企業の他の工場、販売所など）に製品を引渡すこと。

上記(1)および(2)の条件をそなえた事業所が製造業となる。したがって製造小売業は製造業としない。なお、修理と呼ばれる行為の中には製造行為とみなされるものがある。そのような事業所は製造業に分類される。すなわち船舶の修理、鉄道車両の再建造または改造（鉄道業の自家用を除く）、航空機のオーバーホールおよび各種機械、同部分品の製造修理に従事する事業所である。

製造業と他産業との関係

- (1) 農林水産業との関係

- (イ) 農家、漁家などで製造活動をおこなっている場合、主として自家取得物の原材料を使用して製造加工する場合は製造業としない。ただし工場、作業所と見られるものが

あり、その製造活動に常用労働者を使用するときは製造業とするのが通例である。

(ロ) 魚船内においておこなう製造加工は製造業としない。

(ハ) 木炭の製造、採木現場に移動しておこなう製材、採取現場における粗製しょうのうの製造は製造業としない。

(2) 卸売業、小売業との関係

(イ) 農林水産物の出荷のために選別、調整、洗浄、包装などをおこなうものは製造業としない。ただし、牛乳の殺菌、びん詰をおこなつて卸売するものは製造業とする。

(ロ) 家庭消費者に主として直接販売するため製造加工をおこなうものは製造業としない。

(ハ) 自らは製造をおこなわないで、自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品を作らせ、これを自己の名称で販売する製造問屋は製造業としない。

(3) サービス業との関係

(イ) 修理業

修理を専業としている事業所は製造業とはしない。修理のために同一事業所で補修品を製造しても修理業とみなす。ただし船舶修理、鉄道車両の再建造または改造（鉄道業の自家用を除く）、航空機のオーバーホールに従事する事業所については、過去一年間に製造行為をおこなわなくとも製造業とする。また機械修理工場で修理のために必要な部分品、付属品などを金属工作機械、あるいは金属加工機械を使用して製造し、各種機械を修理している場合も製造業とする。これらは、その工場設備から見ても製造能力がなければ出来ないので特例として製造業に取扱う。

(ロ) 賃加工業

他の業者の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受取る賃加工業も製造業に分類する。ただし直接個々の家庭消費者からの委託による賃加工は製造業としない。

(ハ) 出版、発行業

新聞社、出版社は、自ら印刷をおこなわなくとも発行、出版の業務に従事していれば製造業とする。ただし、新聞社の支局、出張所などで主としてニュースの供給をおこなうものは製造業としない。

(ニ) と 畜 場

と畜場はサービス業に分類される。ただし肉製品製造のために一貫作業としてと殺をおこなうものは製造業とする。